



NEXPURE

《ネクスプレイス 出店規約》

e-マーケットプレイス《ネクस्पレイス》利用出店規約

ネクスピュア株式会社 2025年 3月 (Ver.1.1)

【第1条】（総則）

本規約は、ネクスピュア株式会社（以下「当社」という）が、インターネット上で運営する「e-マーケットプレイス《ネクस्पレイス》」（以下「当社サイト」という）での出店に関して、当社と出店申請者もしくは出店掲載後は出店者（以下「乙」という）との間の契約関係（以下「本規約」という）を定めるものとします。

【第2条】（権利関係）

当社には健全なサイト運営の責任があります。そのため、一般常識や社会に反するもの、もしくはその疑いのあるものは組織内より排除する義務があります。また、当社は乙が販売する商品の代金回収と回収した代金の精算を請け負うこととし、乙は当社サイトを利用して乙の商品を販売する販売元（販売責任者）となります（乙が商品を委託している場合は、物流作業も請け負うこととします）。なお、乙は当社サイトを利用し商品の販売をするに先立ち、本規約ならびに当社が別途定める「個人情報保護ポリシー（プライバシーポリシー）」を確認しているものとし、さらに、本規約すべての内容を承諾しているものとします。

第1項 本規約は、当社と乙との権利義務関係を定めることを目的とし、本サービスにかかる一切の關係に適用します。

第2項 当社が運営する当社サイトまたは海外提携サイトに商品の掲載を行なう最終判断は、すべて当社の判断で決定し商品掲載を許可します。そのため、基本的な最低限の審査は当社が行いますが、掲載後はすべて乙の責任で購入者の対応等を行っていただきます。

第3項 乙が当社サイトに出品した場合、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という）に規定する表記等関連諸法令のすべてを厳守していただきます。

第4項 当社サイトにおいて、前項で出品した商品の注文申込または購入申込があった場合の代金回収は当社が請け負うこととします。

第5項 本規約とは別に、個別の定め（以下「個別規約」という）がある場合には、個別規約の規定が本規約に優先するものとします。

第6項 新しいビジネスモデルのスタートにともない、2025年3月度以降（以下「第二フェーズ」という）に新規登録される出店者様より、販売手数料を精算お支払いする際に、その内の5%を『出

店紹介インセンティブ』としての利用目的のために予め徴収させていただきます。その上で、残りの95%を販売手数料としてお支払いします。

当社の事業モデルの性質上、ともに力を合わせてお互いに発展成長できる新しい共創の仕組みであることを予めご了承ください。尚、乙が新しい出店者様を紹介した際は、当社マーケティングプランにおける2スター実績達成の条件を満たすことで、『出店紹介インセンティブ』を獲得することができます。

【第3条】（申請手順）

第1項申請手続きは、当社が指定する方法で申請を行うものとします。また、パソコン、タブレット、電子メール、モバイル端末等を使用できない方は、原則出店できないものとします。また、出店者対象の研修「出店研修」を受講し、「e-マーケットプレイス《ネクスプレイス》利用出店規約同意書」を提出していただきます。

①出店者の出店および出品にあたり、申請書は当社会員組織のプレミアム会員であることが原則です。また出店事業の継続には、出店料の資格有効期限内であり、尚且つプレミアム会員資格がアクティブである必要があります。

[1]出店において、原則、配送業務は乙の負担とします。

[2]乙において、配送業務ができないもしくはできなくなった場合は、出店ができないもしくは出店停止となりますのでご注意ください。

[3]税務署等の対応を含め、当社と乙両者の健全な取引を推進するために、乙の精算金の振込口座は、法人の場合は「法人名」もしくは「屋号入りの名義口座」とします。法人口座開設準備中の場合は、開設までの期間に限り「代表取締役の名義口座」とします。個人の場合は「本人名義口座」もしくは「屋号入りの名義口座」とします。

[4]出店において

(a)「e-マーケットプレイス《ネクスプレイス》利用出店規約」を読み、規約の内容を理解してください。

(b)出店するために必要な提出書面は以下の通りです。

i 「出店申請書（出店申請フォームにて申請）」

ii 「e-マーケットプレイス《ネクスプレイス》利用出店規約同意書」の原本（署名捺印が必要）

iii 法人の場合は「会社の登記簿謄本」、個人の場合は「本人の住民票」の原本（3ヶ月以内有効）

[5]提出方法としては

(a)提出書面 i は、「出店申請フォーム」にて直接送信してください。ii・iiiは、はじめに [PDFデータ] を電子メールに添付して送信してください。その上で、ii・iiiの [原本を郵送] にて、当社へ提出してください。送信先のメールアドレスは、当社ショップメール（shop@nexpure.co.jp）です。

(b)不備のある書面は受付できませんのでご注意ください。

②「ネクスピュア事業説明会（Biz up セミナー）」および「出店研修会」の参加および受講

[1]当社は、定例開催の「ネクスピュア事業説明会（Biz up セミナー）」および、不定期開催ではありますが、必要に応じて「出店研修会」を主催します。

[2]「ネクスピュア事業説明会（Biz up セミナー）」は、当社サイト運営における当社の事業内容やビジョン等を説明します。乙においては、必ず確認していただき、事業内容とビジョンの理解を深めていただく必要があります。開催スケジュールは、当社ホームページに掲載しています。

[3]「出店研修会」は、商品ページの作成方法を含め、出店および出品手続きのノウハウ等を解説する研修会です。その都度、必要テーマを研修内容に盛り込んで開催するので、開催時は毎回、万障お繰り合わせの上、参加に努めていただきますようお願いいたします。

③商品出店掲載までの対応

[1]「ネクスピュア事業説明会（Biz up セミナー）」に参加し説明を聞いて、当社の事業内容やビジョンを理解していただきます。

- [2] 「e-マーケットプレイス《ネクस्पレイス》利用出店規約」を熟読し、「出店申請フォーム」より申請いただき、「e-マーケットプレイス《ネクस्पレイス》利用出店規約 同意書」と、法人の場合は、「登記簿謄本」、個人の場合は「住民票」の原本（3ヶ月以内有効）を提出し、申請プランに応じた出店料を「当社出店料振込指定口座（※下記参照）」へ振り込んでいただき、ショップメール（shop@nexpure.co.jp）にてお知らせください。
- [3] 「出店研修会」に参加し受講いただきます。
研修会に参加するには、プレミアム会員資格がアクティブであることが原則です。
「出店研修会」において、出店や出品に関するノウハウ等の知識や技術を習得いただきます。
- (a) 「出店研修会」は原則 zoom にて開催されます。当社からの案内メールをご確認ください。
(b) また、登録メールアドレス宛にメールが届かない場合は、お問い合わせください。
- [4] 「出店研修会」を受講し、出店申請手続きが完了したら、当社より《出店者用マイページのIDとPassword》を電子メールにて送信します。
- [5] 出店者用のマイページにおいて、「出店研修会」で得たノウハウを活かして
- (a) 商品の写真、商品説明文、商品カテゴリー、送料設定、消費税率設定、関連諸法令等を入力し商品ページを作成します。
(b) 販売価格（以下「上代」という）、卸値（以下「下代」という）、BP（ビジネスポイント＝概要書面やシステム内ではptと表示）を設定します。
(c) 出店者用マイページ内で商品の出品申請を行い当社の審査を受けます。
- [6] 商品の掲載がされるには、不備のない「出店申請書（出店申請フォームにて申請）」、「e-マーケットプレイス《ネクस्पレイス》利用出店規約 同意書」と、法人の場合は「登記簿謄本」、個人の場合は「住民票」の原本（3ヶ月以内有効）の提出、出店料の振り込み、さらに当社の審査をクリアすることが必要で、審査をクリアした後に掲載となります。

④乙の責務

- [1] 乙は第2条に記載の販売元（販売責任者）です。
よって、取り扱う商品について、特商法、薬機法、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という）、食品衛生法等をはじめとする、関連諸法令を厳守する必要があります。十分に注意してこれらを厳守してください。
- [2] 当社は乙が作成した商品ページ内容と提出された「出店申請書（出店申請フォームにて申請）」を確認し、最低必要項目の確認ができた時点で、販売ページに掲載します。
- (a) 最低必要項目の確認とは、特商法、薬機法をはじめとする関連諸法令に抵触する疑いがあるか否か、販売価格を含め、世間一般の常識を逸脱している内容か否かを確認します。
(b) 出店者は販売元（販売責任者）として管理・運営責任があります。よって、善意による管理義務を負うことを認識し実施いただきます。
- [3] 商品ページの作成については、当社に有料で依頼することもできます。
[4] 掲載の前後に関わらず出店を取りやめる場合、支払い済みの出店料は返金できません。

⑤配送料等

- [1] 配送料については、取扱商品ごとに詳細な金額入力による送料の設定をしていただきます。
[2] 配送料の表示は、関連諸法令により購入者に誤解を与えてはなりません。より具体的に購入者に誤解を与えない表示方法としてください。
[3] 配送方法（荷姿）についての明示も同様に具体的に明記いただきます。（出店申請フォームにて該当欄にチェック）
- (a) 取扱商品が、生鮮食品等の場合は、必要に応じて、常温、冷蔵、冷凍等を商品説明の中にも明記いただきます。
(b) 取扱商品が、飲食物の場合は、賞味期限や消費期限について、社会通念上の範囲で余裕のある期限を有する必要があり、その猶予がなくなった時点で、出荷を停止していただきます。
(c) この期限は禁止行為にも記載がありますので厳に注意していただきます。

第2項 発送時の注意点

乙が商品を発送するときは、第2条記載の販売元（販売責任者）のため送り状の発送元表示を乙自身（出店者名や法人名および連絡先等詳細情報を記載）として発送していただきます。

第3項 注意事項

当社サイトに出品ができた場合であっても、商品が確実に売却できること、さらに、海外展開時、海外の通販サイトに出品し商品を掲載し、その販売を約束するものではありません。

第4項 出店料について

出店者の出店申請手続きと出店料の振込みが済みますと、《出店者用マイページのIDとPassword》が配布されます。それによって当社サイトの出店者として出店管理システムが利用可能となります。

①出店事業がスタートし、出品商品の掲載が始まったら、掲載商品の有無、もしくは、ステータスに関わらず、出店資格有効期限（約12ヶ月有効）は経過されるものとします。

②この出店資格有効期限は、毎年乙の出店事業契約開始月の翌年前月末日（出店資格有効期限の終了期日）までに更新手続きとして、翌年分の出店料の支払いが必要となります。

③事業開始月までに出品料の支払いができなかった場合は、その時点で掲載は停止されます。

なお、振込みが確認できるまでの期間は、掲載の再開はできません。

第5項 出店者情報の変更

乙の都合により当社に登録してある乙の登録情報が変更になるときは、変更となる期日を明記した書面、もしくは電子メールにて、当該期日の2週間前までに提出いただきます。

【第4条】（上代・下代・BPの算出と決定）

第1項 上代と下代とBPについて

①一商品一価格設定を原則とします。また、アフィリエイトシステムにおけるランディングページに掲載する商品については、別途一価格設定を認めます。

②上代（販売価格）と下代（卸値）とBP（ビジネスポイント）の設定は乙に一任します。しかし、市場のニーズ、需要と供給をきちんと判断して、これを設定していただくことが必要です。特に第6条第2項に記載のとおり条件がありますのでご注意ください。また、当社は必ず販売実績が出て、売上げが上がることをお約束するものではありません。

第2項 上代・下代・BPの算出と決定方法

乙より出店者用マイページにて申請された商品の価格設定は、販売された際に予め乙と当社の間で決定した売上実績手数料「下代 [卸値]」の設定を基点に、希望の「上代 [販売価格]」か、希望の「BP（ビジネスポイント）」を設定すると、当社サイト独自の計算方法にて自動的に算出し、いずれかの未入力項目の数値が決定いたします。

（例）

- ・「下代 [卸値]」と「上代 [販売価格]」を設定すると「BP（ビジネスポイント）」が自動決定
- ・「下代 [卸値]」と「BP（ビジネスポイント）」を設定すると「上代 [販売価格]」が自動決定

第3項 価格調整について

乙は、下代を基に、上代やBPを変更することにより、当社サイト独自の計算方法によって各数値が決定されるため、これらを微調整することで、希望の価格設定が行えます。

ただし、上代と下代とBPの設定においては、当社のビジョンを十分に理解したうえでの設定をお願いします。尚、当社独自の計算式につきましては一切公表しておりませんので、予めご了承ください。

【第5条】（商品情報変更のタイミング）

第1項 出店者の出品申請商品が当社の審査を経て、当社サイトに掲載され販売開始となった後に、当該商品情報の変更（価格や内容量、内容成分や説明文等）をする場合は、毎月1日～3日（平日土日祝日問わず）の3日間だけ、出店者自らで出店者マイページより変更申請が受付可能となります。

尚、在庫数の変更だけは、当社の承認を必要としないため、いつでも変更が可能です。

第2項 変更申請をすると、出店者マイページ内の当該商品が自動的に「販売停止状態」になります。

内容の修正後、再度、当社の審査が完了次第、当社サイトへ掲載されます。
尚、申請順に対応するという理由と審査に時間を要する場合があるため、掲載は、この1日～3日までの期間を過ぎる場合があることを予めご了承ください。

【第6条】（商品掲載条件）

第1項 商品が以下のいずれかに該当する場合、商品の掲載をすることはできません。

- ①他のネットワークビジネス（MLM企業）で扱っている商品等、会員組織販売に類する商品。
- ②安定して供給ができない商品。
- ③化粧品、健康補助食品等、関連諸法令（薬機法・景表法・あはき法等）で規定された表示義務を満たしていないもの、または商品を購入する会員に優良誤認もしくは有利誤認される疑いのあるもの。
- ④古物商、金融商品、薬機法等関連諸法令により販売が規制されている商品。特に、特商法第4章「特定継続的役務提供」に該当するもの、また、その疑いがあるもの。
- ⑤その他、当社の運営する会員組織のビジョンに合わない判断したもの。
- ⑥第三者の権利を侵害しているまたは侵害していると疑われるもの。
- ⑦法令により売買が禁止されているもしくは係争問題に発展する疑いのあるもの。更に、取扱商品がチケット（役務の提供「サービス」）については、取扱不可商品となるため、出品ができません。サービスチケット等につきましては、当社運営のNP掲示板にて広告PRに留めていただきまして、当社サイト内での販売はできませんのでご注意ください。

第2項 当社が乙に一任している上代（販売価格）が、一般常識を逸脱し、社会的に認められないと当社審査部が判断した場合、これを掲載することはできません。この時、乙は異議申し立てをすることはできません。

第3項 乙が以下のいずれかに該当する場合、当社は出店申請もしくは商品の掲載を停止することができます。

- ①連絡先がスマートフォンや携帯電話等のモバイル端末のみで、必要に応じて当社から電話連絡をしても複数回にわたって出ていただけない申請者の出店申請は受付できません。
- ②商品掲載後または出店後、何らかの事由で連絡先がスマートフォンや携帯電話等のモバイル端末のみになってしまい、必要に応じて当社から電話連絡をしても複数回にわたって出ていただけない場合、同様に商品の掲載はできず、事前の連絡なしに掲載が停止されます。
- ③購入者からの指摘が入った場合、当社は乙に対し、指摘への対応、確認、指示、指導を行います。この依頼があった場合には、迅速に従っていただきます。また必ず当社へ状況、結果の報告を行っていただきます。

[1]度重なる指導や報告内容が不十分と当社が判断した場合、掲載が停止されます。

[2]この理由を元に掲載が停止された場合、[当社と協議]をし、内容が是正されるまでの期間は掲載が停止されます。

第4項 乙が作成し掲載された商品ページについて、法律違反の疑いがある、法定記載事項等の漏れや不備が存在するとの疑いのある場合、出店申請もしくは商品の掲載は当社により停止されます。

【第7条】（販売方法）

第1項 本契約は、当社が運営する当社サイトを乙が利用し、乙の商品を掲載し商品を販売する方法で行います。また、乙自身がランディングページの作成を行うことにより当社アフィリエイトシステムを使った販売を行うこともできます。ただし、販売した商品代金の回収は、乙より当社が請負、以下に記載する方法で精算いたします。

第2項 前項に定める販売方法に加え、当社は今後新システムの導入や当社のグループ企業にて、任意の方法で第三者（国内国外）に対し商品の販売を行うことができるものとします。

第3項 当社は、当社サイトに掲載の商品について、チラシやパンフレット、ネット広告等に掲載し、また宣伝行為に活用する場合があります。

第4項 当社が倉庫にて商品を預かっている場合、掲載をやめる、取り下げる等発生した場合、預かり在庫を全て乙に返却します。その場合の費用は乙が負担するものとします。

第5項 当社では、「オートシップ（自動定期購入システム）」という方法で注文を受け付けている販売方法があります。（予め当社の許可承認を受けた設定商品だけが対象です。）

- ①この注文があった場合、乙には、「当該注文方法での商品購入の注文があった旨」を電子メールでお知らせします。
- ②このメールがあった場合、出荷予約として、該当する商品の確保およびこの商品の欠品をさせない手配を義務付けます。また、この時、商品情報の変更を禁止します。
- ③オートシップ購入商品において、乙が掲載商品に変更を加えた場合、乙はオートシップでの購入を継続しているお客様にその旨を通知する責務を有します。この変更は、内容量、成分、価格、パッケージ等も含み、すべての変更を指します。

【第8条】（販売および対応の注意点）

第1項 乙は出店ページを閲覧した者、アフィリエイトシステムにおけるランディングページを閲覧した者、商品等の注文・問い合わせ等その他出店ページやランディングページの利用があった場合には、その者との間で、商品の代金回収以外の商品の配送その他販売に必要な手続きを直接行うものとします。これは、乙が商品の販売に関する販売元で販売責任を有しているからです。

第2項 乙は商品の代金回収を当社に委託するものとし、当社はこれを受諾し当社サイトの決済方法に従い商品代金を回収し精算業務を遂行します。

第3項 この取引および売買契約の当事者は、乙と商品購入申込者であり、商品代金回収以外の販売に伴う権利義務は、乙と商品購入申込者の間で発生することを明確に表示します。

第4項 乙は販売に関して、

- ①特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類および不当表示防止法、薬機法その他関連諸法令を遵守するものとします。そのため、出店ページおよびランディングページ、納品書等には、その旨を明記していただきます。特に酒類を販売する場合は、酒類販売方法の確認事項（酒販免許管理税務署に提出する事項）を明記していただきます。また、販売や取り扱いに関する品物に、資格や許可証を必要とする場合には、いつでもその根拠を提示できるよう準備をお願いします。
- ②ランディングページには、必ず広告である旨（『広告です』『PRです』『プロモーションです』等）を掲載する必要があります。また、販売元もしくは販売責任者として、乙自身の出店者名（法人名または店舗名）と住所、連絡先、お問い合わせ先等詳細情報を掲載する義務があります。その上で、『決済担当会社は、ネクスピュア株式会社です。』という文章を最後に掲載してください。その際、お問い合わせ先として当社連絡先を掲載することは禁止いたします。

第5項 乙の商品において、お問い合わせが当社に入った場合、当社は、その旨を乙に伝達のみいたします。その際は優先順位を考慮して迅速に誠意をもって販売元として対応していただきます。

当社は、その対応においてアドバイスは可能ですが、問い合わせ担当窓口として対応することはいいたしません。ただし、会社が必要と判断した場合には、会社の指示に従っていただきます（第6条第3項を参照）。

第6項 乙は商品購入申込者との間で、商品の不着、到着遅延、瑕疵、返却、返品、解約等、その他の紛争が生じた場合、または、当社サイトへの出店に関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて乙の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負担しないことを承諾していただきます。また、当社が乙の掲載商品を理由に、第三者に損害賠償等の支払いを余儀なくされた場合は、乙はその全額を当社に支払うとともに、その解決のために要した裁判もしくは弁護士費用その他一切の諸経費を当社に支払うものとします。

【第9条】（商品掲載期間と出店料）

第1項 商品掲載期間は乙と当社との間で、「出店申請書（出店申請フォームにて申請）」「e-マーケットプレイス《ネクスプレイス》利用出店規約 同意書」の締結と出店に伴う出店料の振り込みをした日を含む月から約12ヶ月（翌年前月の末日）を期間とします。

第2項 乙が出店料を支払う場合は、当社の指定する銀行口座に振り込みにより支払うものとし、このときの振込手数料は乙の負担とします。

第3項 出店料については、料金表に記載の各コースの中から、いずれかのコースを選択していただきます。

①出店商品のアイテムの増加により、上位ランクのコースへの変更が必要になった場合は、該当する上位ランクのコースとの出店料の差額（月割り計算なし）を振り込みにより支払うことでコース変更がなされたとみなしますが、出店資格有効期限は変わらないものとします。

②コース変更の出店料の振り込みが確認できない場合、確認できるまでの期間、その出店申請および候補の商品は掲載されません。

第4項 一度上位ランクへコース変更を行なった乙が出店商品件数の減少を理由に、出店料の返金を請求することはできません。

【第10条】（出店有効期限の継続もしくは停止）

第1項 出店資格有効期限が終了する月の前月に、出店管理システムの中でアラートによってお知らせする機能があります。

①継続して出店する場合

出店料を出店資格有効期限の終了日以前に、当社の指定する口座に振り込みにより支払うものとします。

②出店を継続しない場合

本契約を継続しない旨の意思表示を書面もしくは電子メールにて掲示していただきます。この意思表示により、出店資格有効期限の終了と同時に掲載を取り下げます。また、この時点で、当社倉庫に在庫がある場合、在庫を返却いたします。なお、この時の費用は乙負担とします。

第2項 当社は、乙の書面の提出、もしくは電子メールによる意思表示により、サイト利用を停止することができます。この書面が提出されると、即時掲載商品の取り下げが可能な場合は即時、取引上の諸事情によりそうでない場合は、提出された月の翌月からサイトの利用も停止され出店商品の掲載も同時に停止します。

また、出店契約による掲載期間の更新までに残りがあった場合でも、出店料について月割り等での計算はせず一切返金はいたしませんので、予めご了承ください。なお、この書面を提出した後の再申請は可能ですが、その際は新規の申請として最初からの手続きとなります。

【第11条】（代金回収請負契約の成立）

第1項 乙が購入者に商品を直接発送する場合

当社サイトで商品購入者と乙との間で当該商品の購入申込があった時点で売買契約が成立し、同時に乙と当社との代金回収請負契約も成立するとします。

第2項 乙が購入者に商品を発送した場合

乙が当社サイトより出荷依頼を受けた場合、出荷作業終了後当社サイトに配送会社情報と追跡番号を入力することで出荷報告とし、当社サイトのステータスを出荷完了状態にする義務を負います。この出荷完了状態ならびに購入者が商品受取り完了状態であることが精算の条件となります。

第3項 当社サイトに係る商品に瑕疵があった場合には、乙の故意・過失を問わず、それにより当社が被った損害を全額賠償していただくものとします。

【第12条】（販売報告）

第1項 当社は当社サイトにおいて、乙の出店商品の売買契約が締結した場合、当社は当該取引のあった月の月末で締めて、当月の合計販売数量を翌月10日（休日の場合翌営業日）までに店管理マイページ内にて実績の反映をいたします。乙は店管理マイページにて確認してください。また、この販売実績は出荷完了状態を基準とさせていただきます。尚、会員組織主宰の都合上、将来に渡り当該会員に解約問題が発生し入会契約および初回商品購入契約または再購入商品の購入契約が解除もしくは解約となった場合は、マイナスの売上があったとして計算いたします。

第2項 前項で集計した販売数に対する支払金額に対して、小数点以下が発生した場合の扱いは、〔切り捨て〕となることを了承していただきます。

第3項 乙が販売実績を確認しましたら、その内容に間違いがないかよく精査してください。間違いがある場合は、当社に対し、速やかに当社ショッピングメール宛に、修正依頼を当月20日（休業日の場合は前営業日）必着までに送付してください。

【第13条】（販売手数料の支払い）

第1項 販売手数料の請求金額は、予め出品登録の際に決定した最新の下代金額で起算し、月単位で計算いたします。

第2項 当社が乙に支払う販売手数料（商品代金）

- ①当社が乙に支払う販売手数料（精算金）の振込先は、第3条第1項にも記載の通り、法人は「法人名義口座」もしくは「屋号入りの名義口座」とし、法人口座開設準備中はその期間に限り「代表取締役の名義口座」とします。個人は「屋号入りの名義口座」もしくは「本人名義口座」のみ対象です。
- ②当月分の支払いは店管理マイページ内に反映している実績をもとに、内容に異が無い場合、また未出荷や未報告等無く、販売手数料（商品代金）を支払う条件がすべて満たされていることを条件として、当月末日（休業日の場合は前営業日）までにその商品代金等を乙の指定する銀行口座に振り込みにより支払います。
- ③このときの振込手数料は当社の負担とし、未出荷や未報告等の事案があり、販売手数料（商品代金）を支払う条件を乙が満たしていない場合は、その条件をすべて満たした上で、翌月末に上記、記載通り支払うものとします。
- ④第二フェーズに新規登録をした乙への販売手数料のお支払いは、【第2条】第6項に基づき95%となります。

第3項 当社から乙への支払い振込日が金融機関の休業日だった場合、振り込みは休業日の前営業日とします。

第4項 店管理マイページ内に反映している実績に未出荷や未報告等不備があった場合、当社はその修正を依頼します。原則、毎月20日の期日までに不備が改善されなかった場合は、当月の支払いの対象となりません。修正依頼があった場合は、速やかに修正し不備のない反映実績をもって支払い対象とします。

【第14条】（商品管理）

第1項 当社は、乙より委託された販売に係る商品について、善良なる管理者の注意をもって破損・滅失のないよう厳に管理するものとします。

また、直送を行なっている乙においても、善良なる管理者の注意をもって対応を厳に行なっていただきます。

第2項 当社の過失により、本委託商品に係る商品が破損・滅失した場合、下代価格にて乙へ代金を支払います。

第3項 当社の過失以外（配送業者等）による商品の破損・滅失の保証について

- ①委託商品を当社指定場所の受入れ前の場合、当社は一切の責任を負いません。
- ②委託商品を当社指定場所への受入れ後の場合

- [1] 配送業者等の過失による破損・滅失については、乙と当社の両者協議の上、配送業者と保証金額の交渉をするものとし、当社が金額を保証するものではありません。
- [2] 当社倉庫に納品されている商品の賞味期限、消費期限が、社会通念上の範囲の猶予期間を切った場合は販売が停止されます。そのため、乙は賞味期限、消費期限を自ら管理し、返却を申し出ていただきます。
- [3] 前項の申出が無かった場合、これに係わる費用を負担していただきます。賞味期限、消費期限が猶予期間を切った場合当社は乙へ商品を返却いたします。このとき、乙は当社からの当該商品の返却を受け、代替え商品を納品していただくか、乙は当社からの当該商品の返却を受け、マイナスの納品書を発行し提出するか、いずれかの方法を選択していただきます。また、このとき、当該商品の掲載は停止されます。
- [4] この返却時の送料は乙負担とします。

【第15条】（禁止行為）

第1項 乙が当社サイトで商品を掲載し宣伝し販売をするにあたり、以下のいずれかに該当する行為を厳に禁止いたします。

① 当社の運営する会員組織または会員の個人情報その他第三者の知的財産権、肖像権、著作権、プライバシーの権利、名誉、差別的表現、その他の権利または利益を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含む）。

● 以下に記載の商標等に関する権利は当社が所有しています。よって、当社に許可なく使用した場合、権利の侵害行為に当たり一切の掲載はできません。

<対象の表記>

ネクスピュア、NexPure、NEXPURE、ネクスプレイス、NexPlace、NEXPLACE、マージンライフ通販、

サプリドリンク、0円ショップ、原価市場、更に、ネクスピュア、ネクスプレイス等のロゴマーク、「Biz会員様限定」、グループ企業や当社の著作物のデータやデザインについても同様です。

また、利用希望出店者は、商品毎に商標等使用許諾申請が必要になりますのでご注意ください。

なお、差別的表現、「価値がわかる」等の断定的判断の提供及び断定的表現も禁止です。

[1] 出店ページに掲載する著作物および各データベースに登録する著作物については、乙が制作した物は乙が、当社が制作した物は当社がそれぞれ著作権を有するものとし、

[2] 乙は乙以外の第三者が著作権を有する著作物を出店者ページに掲載するまたはデータベースに登録する場合、事前に当該第三者から次に掲げる事項について許諾を得、常に提示できる状況にしておく必要があります。

(a) 乙が利用、改変すること。

(b) 当社および当社のグループ会社が利用、改変すること。

(c) 著作物の事前許諾を受けることなく利用し問題が発生した場合は、事前許諾を得る必要がある者が真摯に問題に應對し、問題が解決するまで掲載が停止されます。

(d) この場合の経過報告義務は当然にして乙に帰属します。

[3] 承認なしに、チラシ等の宣伝媒体を商品に同梱して出荷する行為を禁止しています。

また、送料設定以外の配送方法で配送する行為（送料を商品複数分徴収して1箱に同梱して送る行為等や商品を購入者に直接手渡しする行為等）、さらに送料で利益を得る行為等も禁止しています。

(a) 宣伝媒体について、同梱申請書にて事前の承認を得る必要があります。

(b) 承認番号は、宣伝媒体に印刷し、いつでも万人が確認できる状態を維持してください。

(c) 宣伝媒体に、承認番号の記載が無いものは未承認とみなし、規約に従い対応いたします。

[4] 同じ商品なのに、当社サイトの販売価格と違う表示価格の商品パンフレットや乙の自社サイトに誘導する案内チラシ等を商品に同梱する行為を禁止しています。

② 購入者に対して、当社に許可なく当社サイト以外の商品を販売する行為、もしくは、仮想通貨等を含む投資、他社の事業も含め、他社のネットワークビジネス（MLM事業）、代理店事業、利権を有

する事業等に関する情報を提供する、もしくは、勧誘する行為。さらには、顧客を横取りすると疑われる行為または横取りする行為。

- ③中古品、偽造品、盗難品その他第三者の権利を侵害していると疑われるものの出店および申請をする行為。
- ④当社サイトまたは本販売もしくは本サービスの運営を妨害する恐れのある行為、誹謗中傷、風評の流布。妨害行為には、設定された上代、下代、BPの値に対する不平不満を含め、当社の指示に従わない行為として厳に禁止しています。
- ⑤監督官庁の許可、申請等の必要な商品の販売を行なう場合、監督官庁の承諾を得ずに当社サイトを利用する行為。
- ⑥当社が不適切と判断する行為。

当社サイトを利用しているお客様に対して、当社サイトを介さずに直接商品の購入もしくは役務（サービス）の提供を薦める行為等。各商品ページに外部リンクを添付する行為は厳に禁止しています。

- ⑦乙が所有権や販売権を保有していない商品や役務の提供について出店申請をするもしくは出品する行為。

[1]申請に疑義が発生した場合、その根拠の提出を依頼します。

[2]この場合、根拠があると判断されるまで、申請は再開されません。

- ⑧商品を当社の指定場所に納品する場合、事前の納品シートの提出（メールへの添付）が必要です。この提出がない場合、届いた商品は受領することができず、入荷処理ができません。この場合、乙負担により返却されることに同意していただきます。

[1]商品記号番号もしくはJANコードを外箱および最小単位ごとに明示せずに送付し納品する行為（事前に当社にバーコード貼付依頼を受けている物を除く）。

[2]納品書を同梱せずに送付する行為（納品書に準ずるものをメール送信する場合は除く）。

[3]セット商品の場合でも、最小単位による納品を行なわない行為。

- ⑨当社の在庫補充在庫依頼に対し、故意に対応しないまたは指定した日時までに在庫することができない等の行為。

- ⑩当社サイトにて、商品等販売をするに際して、薬機法、特商法、景表法など、委託商品を管理監督する関連諸法令を遵守しない行為。

- ⑪本規約と当社の主宰する会員組織とは全く別の契約行為であると理解しない行為。また、これを混同する行為。さらに、当社以外に、乙以外の出店者の行為を代行する行為を厳に禁止します。

- ⑫本規約に対する同意書を提出しない行為。

- ⑬在庫数を上回る数の商品を販売する行為や中古品・リサイクル品を販売する行為。

- ⑭当社配送センターに配送業者を介さず、直接出店者が商品を持ち込む行為。

- ⑮消費期限もしくは賞味期限に猶予の無い商品を出荷する行為。

- ⑯納品時の荷姿を変更する場合に、事前に当社の承認を得ずに変更すること。

- ⑰送料徴収の有無に関わらず、規定の配送方法を使用せずに、商品を直接購入者へ手渡しする行為。

- ⑱当社アフィリエイトシステムにおけるランディングページ上で、必要情報の表示掲載義務を守らない行為（第8条第4項を参照）。

- ⑲上記、禁止行為が確認できた場合、当社は乙の承諾を得ること無く、当サイトの掲載を停止し取り下げることができるものとします。

- ⑳乙による、チケット（役務の提供「サービス」）の販売については、申請をはじめ一切の掲載ができません。後日発見された場合には、その時点で掲載を停止し、出店者の責任を問います。

第2項 乙が商品を発送する際に、出荷依頼に対して〔5営業日以内〕に商品の発送をしない、もしくは当社に配送会社や追跡番号の報告をしない行為を禁止します。

第3項 発送した商品が、何らかの理由で戻ってきた場合、再度お客様に連絡し受取日を確認して再出荷を行なわない行為を厳に禁止します。

- ①納品は必ず行っていただきます。

②再送となった場合、最終的に乙の負担となりますが、早期にお客様と対応策を打合せし、了解を得ているとの合理的で具体的な根拠の提出が可能であればこの限りではありません。ただし、この場合次の③は必須となります。

③また、この事象について当社に報告しない行為。

(例)「いつ」「誰の」「商品名」「戻った理由」「対応策」は最小必須報告項目です。

第4項 乙は書面による当社の許可なく当社から提供された会員情報または個人情報を含め第20条第1項に該当する情報について手段を問わず漏洩することを禁止します。〔個人情報保護・守秘義務遵守〕

第5項 連絡の取れない状態を厳に禁止します。

乙は当社からの連絡に対して迅速に対応していただく義務があります。欠品、未出荷、誤配、配送事故等、お客様に対して不利益となる事象が発生し申立があった場合など、当社から連絡をし、連絡が取れないと当社が判断した場合、当該商品の受領が確認できて問題が解決するまでの間、掲載が停止されます。そのため、常に連絡が取れる状態を維持しておいてください。連絡が取れない状態とは、当社より連絡を入れた時点から〔3営業日以内〕に返信がない場合をいいます。

第6項 当社サイトの正常な運営を確保するために

①当社サイトにおいて一商品一価格設定が原則です。尚、アフィリエイトシステムに向けたランディングページ掲載のための価格設定は、別途一価格設定を認めます。そこで、それ以外の同商品における複数の価格設定を禁止します。また、上代や下代やBPの頻繁な変更は禁止します。会員様やお客様、運営管理者等が混乱やミス、クレーム等を誘発してしまうため。

②転売行為を禁止します。

③転売に準ずる行為も禁止します。メーカーや卸業者、問屋等が在庫処分等で取引している安価商品に、たとえ商品や商品箱・包装等に定価表示がある場合でも、実際に通常取引されている価格に対して、世の中の社会通念上の概念を大幅に上回る逸脱した高額な上代を設定することを禁止します。

④価格設定において、他社サイトで他社が販売している商品であっても同じ商品を世の中の社会通念上の概念を大幅に上回る逸脱した高額な上代設定で販売することを禁止します。

⑤乙が当社以外の通販サイトや自社サイト、ならびに店頭において、販売元として販売している価格より、世の中の社会通念上の概念を大幅に上回る逸脱した高額な上代の設定を禁止します。

第7項 配送個数や配送方法などを含め、注文者からの注文内容と異なる形態で納品をする行為。この行為は、当社や注文者を欺く行為に該当し、当社および当社サイトの評判を貶める疑いもしくは貶める行為となるため厳に禁止します。

【第16条】（当社サイト利用販売の停止処分等）

第1項 当社は、以下のいずれかに該当する場合、乙に事前に通知することなく、当社サイトにおける販売の全部または一部を停止または中断することができるものとします。

また、本項に基づき本サイト利用販売の全部または一部を停止または中断した場合でも、第9条に定める商品掲載期間（出店資格有効期限）は延長しないものとします。

①前条15条の禁止行為が判明した時、販売を即座に停止します。

②当社サイトに係るコンピューターシステムの点検または保守作業を定期的または緊急に行う場合、一時的に販売を停止する場合があります。

③コンピューターもしくは通信回線等がハッキングや事故により停止した場合。

④火災、停電、天変地変、有事などの不可抗力により、当社サイトの運営ができなくなった場合。

⑤乙に出荷依頼をして、当社に連絡が無く〔5営業日以内〕に商品の出荷ができない場合。（追跡番号の報告等が当社になかった場合も含む）

⑥一部の出店者や一部の会員等に起因する事案等によって行政指導や行政処分、営業停止命令等を受けて、当社が停止または中断が必要となった場合。

⑦その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合。

第2項 第10条に記載の年次出店料の入金が、出店資格有効期限を超えて確認できない場合、掲載停止処分となり掲載が停止されます。また、乙が出店料の振り込みを済ませ、入金の確認が取れた場合、入金確認月の翌月第一営業日より掲載が再開し商品が販売されます。ただし、乙との契約年月日に変更はなく、掲載期間の延長短縮はありません。

第3項 乙の商品を原因として、当社が誹謗・中傷の的となったまたは第15条に抵触し停止された場合等、その問題を発生させた乙の掲載は即停止され、問題が解消されるまでは再開しません。

また、第11条第3項に記載同様、それにより当社が被った損害を全額賠償していただきます。

第4項 当社は、本条に基づき乙に生じた損害について一切の責任を負いません。

【第17条】（出店取消及び解除）

第1項 当社は乙が以下のいずれかに該当する場合には、事前に通知または催告することなしに、当該乙の商品販売の掲載を一時停止し、また、乙としての取消もしくは当サイト利用申込を解約することができるものとします。さらに、当社の判断により商品掲載期間に関係なく、本契約を終了することができることに同意していただきます。

- ①第15条の禁止行為に該当する違反行為を確認した場合。
- ②故意または手段の如何を問わず当社サイトまたは本サービスの運営を妨害した場合。
- ③支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、もしくは、これに準ずる手続等開始の申し立てが確認できた場合。
- ④自ら振出しもしくは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、または、手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合。
- ⑤仮差押、差押、仮処分、強制執行または競売の申し立てがあった場合。
- ⑥租税公課の滞納処分を受けた場合。
- ⑦死亡した場合または後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。
- ⑧その他、当社との信頼を失墜し本規約に基づいた商品の販売の継続が困難であると判断した場合。

第2項 本条に基づき、乙に生じた損害について当社は一切の責任を負いません。

第3項 乙は、所定の方法で当社に通知することにより、出店を取り消すことができます。ただし、その時点で当社に預入在庫が存在していても、本契約は乙の意思で終了するものとし、支払い済みの出店料の返還はないことに同意していただきます。

【第18条】（秘密保持）

第1項 本規約において「秘密情報」とは、本契約、当社サイトまたは本サービスに関連して、乙が当社より書面、口頭もしくは記録媒体等により提供・開示されたまたは知り得た当社の技術、購入者、営業、業務、財務、組織、会員、個人その他の事項に関する全ての情報を意味します。ただし、以下の場合は秘密情報から除外するものとします。

- ①当社から提供もしくは開示がなされた、または知得したときに、既に一般に公知となっていたまたはすでに知得していたもの。
- ②当社から提供もしくは開示または知得した後、自己の責めに帰し得ない事由により刊行物その他により公知となったもの。
- ③提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの。
- ④秘密情報によることなく単独で開発したもの。
- ⑤当社から秘密保持の必要がない旨書面で確認されたもの。

第2項 乙は、秘密情報を本サイトの販売目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに、第三者に当社の秘密情報の提供、開示または漏洩を行わないものとします。ただし、裁判所または政府機関の命令、要求または要請があった場合を除きます。また当該命令、要求または要請があった場合、乙は速やかにその旨を当社に通知することを義務とし、必要な範囲のみ開示するものとします。

第3項 乙は、秘密情報を記載した文書または磁気記録媒体等を複製する場合には、当社に対して書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第2項に準じて厳重に行なうものとします。

第4項 乙は、当社から求められた場合には、いつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報ならびにこれを記載した書面、その他の記録媒体物およびその全ての複製物を返却または廃棄する義務およびその証を提出する義務を負います。

【第19条】（紛争処理及び損害賠償）

第1項 本契約に係る商品もしくは商行為において盗品またはその疑いがある等、第三者から権利主張、異議申立、苦情、損害賠償請求等があった場合には、弁護士費用を含め当該商品に係る乙の責任と費用でこれに対応し負担していただきます。

第2項 本契約に係る商品もしくは商行為において、納品遅延もしくは商品の瑕疵が原因で、ご購入者に対し商品の発送ができず、商品の交換もしくは返金等が必要になった場合、これに要した費用は当該商品に係る乙に全額負担していただきます。

第3項 公の機関の指導により、当社サイトを經由して商品売買契約が締結している契約において、契約解除もしくは解約等のあっせんがあった場合、当社がその時の環境や状況に合わせて対応します。その結果、契約解除、解約をする場合があることを了承いただきます。

さらに、この場合、当月で返品があったものとして販売報告に計上し清算をいたします。

【第20条】（個人情報の取扱い）

第1項 当社による乙の個人情報の取扱いについては、当社個人情報保護ポリシー（プライバシーポリシー）の定めによるものとし、乙はこの個人情報保護ポリシーに従って当社が乙の個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。

第2項 当社は、乙が提供した情報、データ等を、個人を特定できない形式での統計的な情報として、当社の判断で利用および公開できるものとします。

【第21条】（不可抗力）

天災地変、法令の制定改廃、有事、業務委託先の業務停止その他の不可抗力または、これに準ずる当社の責めに帰し得ない事由によって本契約の履行が不可能となった場合、これにより乙に生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとし、乙はこれに同意していただきます。

【第22条】（「同意書」の提出）

乙には、本規約および第15条に記載の禁止行為を熟読し理解し「e-マーケットプレイス《ネクस्पレイス》利用出店規約 同意書」を提出していただきます。

【第23条】（権利譲渡もしくは移譲）

第1項 乙は当社との契約の当事者です。第15条第1項⑩にしたがって、出店権利とBiz会員のポジション権利とは関係がありません。よって、複数ポジションを有するためにその分の出店の権利を有するという主張は契約の性質上できません。

第2項 前項から、本契約の当事者は当社と乙本人となります。

第3項 出店者の契約締結時もしくはその後に発生する諸々の権利をその契約締結した個人「乙」から譲渡もしくは移譲することはできません。また、契約の当事者が法人の場合、当該登記簿に記載の取締役以外には権利の譲渡もしくは移譲することはできません。

尚、当社Biz会員のポジション権利につきましては、相続、譲渡ならびに移譲することができます。

【第24条】（規約の変更と解釈）

当社は、乙に対し何ら通知することなく法律の改正、社会情勢、その他の事情により本規約（当社ホームページに掲載する本サービスに関するルール、規約、諸規定等を含みます）を変更できるもの

とし、変更、または追加した最新規約を有効なものとするに同意していただきます。また、本規約の内容についての解釈や判断は、当社に帰属するものとします。

【第25条】（契約不適合責任） —————

第1項 出店者が購入者に販売した商品について、その種類、品質又は数量に関して、契約不適合が存在した場合、購入者は、出店者に対し、商品に係る修補、代品もしくは不足品の引渡し（以下「履行の追完」と総称する）を請求することができます。ただし、出店者は、購入者に不相当な負担を課するものでないときは、購入者が請求した方法以外の方法による履行の追完をすることができます。ただし、不適合が購入者の責めに帰すべき事由によるときは、購入者は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができません。

第2項 購入者は、出店者の責めに帰すべき事由がある場合に限り、第1項に定める不適合により購入者に生じた損害のうち、商品の代金額を上限として、直接かつ現実に生じた通常の損害を請求することができます。

第3項 購入者は、第1項に規定する場合においては、当該商品の販売契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、不適合にかかわらず販売契約の目的を達することができるときはこの限りではありません。

第4項 購入者は、第1項に定める不適合を発見したときは、商品の受領後〔6ヵ月以内〕にその旨を出店者に対して通知しなければ、当該不適合を理由として、本条に定める履行の追完請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができません。

第5項 本条は、特定商取引法あるいは消費者契約法に基づく請求権が成立する場合は、適用されないものとします。

第6項 本条は、出店者を当社、購入者を乙と読み替え適用いたします。

【第26条】（裁判管轄） —————

乙と当社との協議にもかかわらず、本規約に関する理解の相違により生じた紛争について、裁判により解決を図ることになった場合は、その訴訟額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意していただきます。

付則 本規約は2025年3月1日より実施いたします。

付則 2025年3月5日より【第2条】第6項と【第13条】第2項④を本規約に追記しました。

出店料金表 2025/03/05 (Ver1.1)

(価格は全て税込み表示です)

出店料 (年次「12ヶ月分」) プラン	プレミアム会員	プレミアム以外の会員 非会員
①スタンダードプラン ・～10品目まで	55,000円	取扱なし
②スタンダード(+プラス20) ・～30品目まで	110,000円	取扱なし
③スタンダード(+プラス40) ・～50品目まで	165,000円	取扱なし
④商品数追加プラン ・+20品目毎に	+55,000円	取扱なし

※同形同デザイン(同じ型番等)商品の場合、サイズ違いや色違いは商品数にカウントしません。

- 出店料のお振込み指定口座
住信SBIネット銀行 [0038]
法人第一支店 [106]
(普通) 2100853
ネクスピュア株式会社